

平成二十四年二月一日

第六十八回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場

目次

一	開 会	一
二	新任委員の紹介	二
三	市場長あいさつ	二
四	報告事項 東京都卸売市場整備計画（第九次）について	四
五	閉 会	二十

日時 平成二十四年二月一日（水） 午後二時

場所 東京都庁第一本庁舎北塔四十二階 特別会議室A

出席者

会長 長 福永 正 通 日本赤十字社東京都支部長

会長代理 横山 彰 中央大学総合政策学部教授

委員 木立 真 直 中央大学商学部教授

西尾 千 ヅル 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

山本 茂 貴 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部部長

大北 恭 子 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟理事

伊藤 裕 康 東京都水産物卸売業者協会会長

川田 一 光 東京中央市場青果卸売会社協会会長

近藤 弥 生 足立区長

阿部 裕 行 多摩市長

伊藤 興 一 東京都議会議員

菅 東 一 東京都議会議員

馬場 裕 子 東京都議会議員

三原 まさつぐ 東京都議会議員

柳ヶ瀬 裕 文 東京都議会議員

幹事 中西 充 東京都中央卸売市場長

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
石川進	藤井秀之	久保田浩二	加藤直宣	志村昌孝	野口毅水	宮良眞行	森本博行	横山宏	飯田一哉	本間正勝	江藤巧	塩見清仁
東京都都市整備局都市基盤部長	東京都生活文化局消費生活部長	東京都中央卸売市場施設整備担当部長	東京都中央卸売市場基盤整備担当部長	東京都中央卸売市場新市場事業推進担当部長	東京都中央卸売市場新市場事業計画担当部長	東京都中央卸売市場新市場整備部長	東京都中央卸売市場移転支援担当部長	東京都中央卸売市場事業部長	東京都中央卸売市場担当部長（管理部総務課長事務取扱）	東京都中央卸売市場担当部長（特命）	東京都中央卸売市場市場政策担当部長	東京都中央卸売市場管理部長

## 第六十八回東京都卸売市場審議会

午後二時 開会

### 一、開 会

○松田書記　それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻二時になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当審議会の書記を仰せつかっております市場政策課長・松田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条の規定によりまして、委員の半数以上のご出席により成立することとなっております。審議会委員の定数は十五名でございますけれども、ただいま十三名の方々のご出席をいただいております。したがいますして、定足数を超過しております、有効に成立してございますので、ご報告いたします。

なお、本日は木立委員が所用のため欠席されてございます。また、伊藤興一委員でございますけれども、少し遅れるとの連絡があらかじめございましたので、ご報告いたします。

次に、開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会の資料は既にお手元に配布してございます。順に、審議会の次第、委員の名簿、幹事・書記名簿、座席表、審議会条例の条文、そして、本日の資料一、資料二でございます。お手元でございます

でしょうか。もし過不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただければ幸いです。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、手前どもの幹事・書記の変更がございます。そちらにつきましても、お手元の「幹事・書記名簿」をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後、福永会長に議事進行をお願いいたします。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○福永会長　それでは、ただいまから第六十八回東京都卸売市場審議会を開会いたします。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。会議の進行につきましては、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

## 二、新任委員の紹介

○福永会長　まず、議事に入ります前に、前回の審議会以降、新しく委員になられた方がいらっしゃいますので、ご紹介を申し上げます。菅東一委員でございます。

○菅委員　よろしく申し上げます。

○福永会長　ただいま事務局から報告がありましたけれども、少し遅れてご参加ということで伊藤興一委員がいらっしゃると思いますが、後ほどまたご紹介をさせていただきます。

## 三、市場長あいさつ

○福永会長　それでは、お手元に配布してあります審議会次第に従いまして会議を進めさせていただきます。思います。

初めに、中西中央卸売市場長からごあいさつがございますので、頂戴いたしたいと思えます。  
中西市場長、よろしく願います。

○中西幹事 中央卸売市場長の中西でございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  
開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年三月に発生いたしました東日本大震災の影響は、生鮮食料品の流通の面におきましても大変大きいものがございました。東京都といたしましては、被災地の農業、水産業の復興を支援するとともに、東京への安定的な出荷を確保するため、被災地の出荷者の皆様に対しまして流通支援金を交付する制度を創設いたしました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴います放射性物質の問題に対しましては、新たに芝浦と場と畜する牛について全頭検査を開始するなど、食の安全確保に向けて万全を期しているところでございます。

このような中、豊洲新市場につきましては、首都圏における生鮮食料品流通の中核を担う市場といたしまして、着実に整備を進めているところでございます。現在、都市計画決定を経て、予定地の土壌汚染対策工事に着手をしたところでございますが、今後、移転を希望する市場業者の皆様が円滑な事業継続ができるよう、都といたしましても支援策を講じながら、平成二十六年度の開場に向けまして一層取組を推進してまいります。

さて、本日も報告申し上げますのは、昨年五月に当審議会いただきました答申を踏まえまして、東京都の行政計画として策定をいたしました第九次東京都卸売市場整備計画についてでございます。具体的な内容につきましては後ほど報告させていただきますが、本日は、今後の計画の推進に向けまして忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き議事に入りたいと存じますけれども、映像・写真の撮影につきましてはこれまでとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 四、報告事項

東京都卸売市場整備計画（第九次）について

○福永会長 それでは、引き続きまして、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、「東京都卸売市場整備計画について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

○江藤幹事 市場政策担当部長の江藤でございます。

座ってご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、第九次東京都卸売市場整備計画につきましてご説明をさせていただきます。

資料一の概要と資料二の本文をご用意いただきたいと存じます。

初めに、資料一をご覧ください。こちらに計画の概要をお示ししてございます。本計画は、当審議会から答申をいただきました「東京都卸売市場整備基本方針」を踏まえまして、平成二十三年度から平成二十七年度を計画期間として、去る一月二十日に都として策定したものでございます。

都内全域を一流通圏といたしまして、十一の中央卸売市場、十六の地方卸売市場を配置し、整備してい



くこととしております。

こうした市場の配置整備の考え方の前提として、資料二の三十八ページ、三十九ページに、生鮮食品等の需要量や卸売市場取扱量の推計をお示しした別表一「品目別流通圏の設定」を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、資料一に戻りまして、ご説明をいたします。

左側の「卸売市場を取り巻く環境、現状」についてでございますが、こちらは基本方針の内容をほぼ踏襲して記載しております。

次に、「卸売市場整備の基本的考え方」につきましても、基本方針に沿いまして整理してございます。簡単に申し上げますと、整備の方針といたしまして、「都民の食の安全・安心への期待に応える」、「生産者・実需者の多様なニーズに応える」、「市場の活性化を図る」、「財政基盤を強化する」といった四つの柱を設けまして整備を推進してまいります。そして、「卸売市場の機能強化」や「卸売市場の活性化」、「財政基盤の強化」などにつきまして、各種の取組を進めてまいります。

なお、「卸売市場の災害対応力の強化」につきましては、東日本大震災により得られた教訓を活かし、今後想定される首都直下型地震などへの備えを図っていく必要があることから、基本方針の趣旨を踏まえまして、取組内容について、より具体的に記載しております。

例えば、項目の三つ目になります。電力・燃料等のエネルギー不足に備えた予備電源の整備や燃料の確保といたしまして、災害時や電力需給が逼迫した状況においても卸売市場がその機能を維持できるように、非常用発電機を整備するなどの取組を推進してまいります。

続きまして、資料右側の「市場別整備計画」でございます。中央卸売市場につきましては、各市場の特色・特性を活かした整備・運営を着実にを行い、全市場のネットワークによる総合力を強化するとして、十

一の市場につきまして、基本方針の趣旨に沿って整備事項の具体化を図っております。

これにつきましては、資料二の本文をもちまして具体的にご説明させていただきたいと存じます。

それでは、資料二の二十九ページをお開きください。「第4 市場別整備計画」でございます。ページの中ほどの「(3) 市場別の整備計画」の内容に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、築地市場でございます。

基本方針と同様に、「築地市場を豊洲地区に移転する。移転するまでの間、老朽化施設の補修、環境対策としての小型特殊自動車の電動化等により、中核的な拠点市場として機能を維持する」としております。

次に、豊洲新市場でございます。

「豊洲新市場を平成二十六年開場を目途に整備する。首都圏における生鮮食料品流通の中核を担う拠点として、流通環境の変化に対応できるよう、高度な品質管理や効率的な物流システムを取り入れるとともに、実需者のニーズに的確に応える新たな市場を建設する」としております。具体的な内容といたしまして、「施設を閉鎖型とするほか、十分な駐車場や荷捌きスペース、転配送センター、加工・パッケージ施設等の整備を図る。また、市場ならではのにぎわいを創出する千客万来施設を整備し、周辺のまちづくりにも貢献する」と加えております。

なお、新市場予定地の土壌汚染につきましては、基本方針と同様に、対策を着実に実施し、リスクコミュニケーションの充実を図る旨記載してございます。

続きまして、三十ページをご覧ください。

食肉市場でございます。

「老朽化施設の整備に取り組み、環境・衛生対策の充実を図るため、必要な施設整備を行う」としております。具体的には、市場棟冷蔵庫等改修工事などを予定しております。

次に、大田市場でございます。

青果部につきましては、中核的な拠点市場としての機能を十分に発揮していくため、引き続き物流施設等の整備を行う。

花き部については、市場機能の維持・向上を図るため、計画的に設備を更新しております。

なお、水産物部に関しましては、国の卸売市場整備基本方針における再編基準に該当しているといった状況や、豊洲新市場の開場の影響など市場を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、市場の活性化を図っていくこととしております。

次に、豊島市場でございます。

「国道十七号線の拡幅工事に伴い、正門等の必要な整備を行う。また、地域の実需者のニーズに配慮しながら、周辺市場との連携を視野に入れた検討を行う」としてしております。

次に、淀橋市場でございます。

新仲卸業者売場棟を建設するなど、リニューアル工事を引き続き推進すること、また、品質管理の高度化及び衛生対策の強化の観点から、低温施設の整備を行うこととしております。

次に、足立市場でございます。

こちらも、国の卸売市場整備基本方針における再編基準に該当しているといった状況や、豊洲新市場の開場の影響など市場を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、地元区と連携した市場の活性化策などを検討することとしております。この検討結果を踏まえ、必要な施設整備を行うこととしております。

次に、板橋市場でございます。

青果部につきましては、区部北西部における立地を活かして、今後の市場の活性化のあり方を検討し、この検討結果を踏まえ、必要な施設整備を行うこととしております。

花き部につきましては、機能維持・向上に向けた設備更新を行うこととしております。

次に、世田谷市場でございます。

「青果部については、他市場との連携や施設の有効活用など、市場の活性化策を検討する。花き部については、物流機能の強化に向けた整備を行う」としております。

次に、北足立市場でございます。

青果部については、品質管理の高度化及び衛生対策の強化の観点から、低温施設の整備を行うこととしております。

花き部につきましては、機能維持・向上に向けた設備更新を行うこととしております。

続きまして、三十一ページをご覧ください。

多摩ニュータウン市場でございます。

「広域輸送拠点に選定されていることを踏まえ、非常用発電機の整備を行う。多摩地域の生鮮食料品流通の現状及び当市場の取引状況に鑑み、市場のあり方について検討する」としております。

次に、葛西市場でございます。

青果部につきましては、市場を取り巻く環境の変化や地域の実需者のニーズ等を踏まえ、必要な施設整備を行う、花き部については、環境変化を踏まえつつ、物流機能の強化に向けた整備を行うとしております。

なお、これらの市場別の事業内容や工期等を記載しました一覧表が、四十ページ、四十一ページにございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

最後に、地方卸売市場について申し上げます。三十一ページにお戻りいただきたいと存じます。

基本方針と同様に、地方卸売市場は、中央卸売市場とネットワークを形成し、相互に補完しながら運営

されていること。また、多摩地域における生鮮食料品等流通の中心的役割を果たしていることを踏まえ、引き続き施設整備事業費補助制度などにより支援をすることとしております。

以上をもちまして、第九次東京都卸売市場整備計画についてのご説明とさせていただきます。

○福永会長　　どうもありがとうございました。

ここで、先ほどご紹介をいたしましたけれども、前回の審議会以降に新しく委員になられました伊藤興一委員がご出席をされましたので、ご紹介いたします。

○伊藤（興）委員　　どうぞよろしくお願いいたします。

○福永会長　　それでは、ただいま事務局から報告をいただきました第九次東京都卸売市場整備計画につきまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○馬場委員　　第九次の整備計画についてご報告をいただき、ご説明もいただきました。私は、卸売市場整備計画というのは、国の卸売市場法に基づいて、各都道府県が卸売市場の配置・整備等について定める計画だと承知しております。つまり、都民の食生活を支える卸売市場につきまして、生鮮食料品等の安定的な供給を担っていくために、どれだけの市場が必要なのか、どのような機能強化を行っていくべきかといったことについて計画を定められたのが今回の第九次東京都卸売市場整備計画ということでございます。先ほどのようなご説明で、十一の中央卸売市場、十六の地方卸売市場を配置・整備し、全市場のネットワークによって総合力を強化していくというご説明がございました。私は、大きく二点についてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、この計画策定に当たりましては、当然需要と供給の将来予測に基づいて行われるべきであり、資料二の三十八ページにさまざまなデータを掲載していただいております。これについて確認をしていきたいと思っております。

資料二の三十八ページ、別表一、「品目別流通圏の設定」は、本文の十ページに説明が書いてあるものを図式化表記したものと思っております。「品目別流通圏の設定」につきまして、まずこの表記の意味するところをお尋ねしたいと思います。

私が見せていただいたところでは、左の三十八ページは、決められた流通圏等の指定、一人当たりの消費量に流通圏の人口を掛けて、流通圏需要量というものが表記されております。そして、右の三十九ページには、卸売市場の取扱量について、基準年度に基づいて、二十七年を目標年度ということで表記がされております。こうした表記について、まず基本的な意味を一点お伺いします。

そして、前回の第八次、第七次とどう違うのかということ、それぞれの同じ流通圏の設定というところを拝見しました。そうしましたら、今までと違う表のつくりになっているようです。左の三十八ページでいえば、「流通圏需要量」の項目が新しくつくられていて、それから、右の三十九ページでは、「卸売市場取扱量」の中に「都内供給量」、備考として「都内供給率」という項目が表記をされております。こうした変更をされた理由について、お尋ねいたします。

○福永会長　それでは、どうぞ事務局。

○江藤幹事　馬場委員の「品目別流通圏の設定」の別表一についてお答えをさせていただきます。

これは、卸売市場の配置計画の前提として、将来の生鮮食料品等の需要量や卸売市場取扱量について、平成二十一年度を基準年度、平成二十七年を目標年度として推計したものでございます。推計に当たりましては、農林水産省の食料需給表や東京都総務局の人口推計、また各市場の卸売市場取扱量のデータ等を使用し、過去のトレンドなどから算定を行っております。

この表が意味するところは、都内全域を一流通圏といたしましたときに、流通圏内の生鮮食料品等の需要量に対し、卸売市場がどの程度供給するのかということでございます。具体的に例を挙げれば、青果物

の野菜であれば、平成二十七年度における流通圏需要量が百十六万三千トン余りであるのに対し、卸売市場取扱量が百九十四万七千トン余りと推計をされております。なお、この卸売市場取扱量には、東京都の卸売市場が持つ広域的な集分荷機能による都外への搬出や都内の転送も含まれているため、これを控除すると、都内供給量は百四万七千トン余りとなり、都内供給率が九〇・一％となります。

同様に、水産物では、平成二十七年度における流通圏需要量が六十一万トン余りであるのに対しまして、卸売市場取扱量は六十八万三千トン余りと推計され、都内供給量は二十六万八千トン、都内供給率は四四％となります。いずれの品目におきましても、都内供給率は一〇〇％を下回っており、現行の十一の中央卸売市場、十六の地方卸売市場という規模を維持し、整備していくことが必要だと考えられます。

また、この表の項目を変更したことについてでございますけれども、第八次以前の整備計画におきましても、同様の推計を行いました。計画書に記載しております。しかし、今回、表の形式を一部改め、表の右側の卸売市場取扱量について、都外搬出量や都内転送量を除いた都内供給量を内数として計上いたしました。

この理由といたしましては、東京都の卸売市場は区域外への搬出割合が大きく、実態として都内全域だけではなく、首都圏をはじめとした広域的な集分荷機能を担っているため、いわゆる卸売市場取扱量は、都外への搬出や都内での市場間転送を含む数値となっております。整備計画の策定に当たりましては、純計として都内に供給する量を明確にする必要があるために、このように変更させていただいた次第でございます。

○馬場委員　ありがとうございます。まず、東京の卸売市場としては、都内の需要量にきちんと応えていくという大きな目的があるとは思いますが、現状の数字を拝見すると、平成二十七年度の目標量が出ておりますが、そもそもの目標量を推計する数値の計算方法も特段説明がありませんし、将来どんなふうと考えて

いったらいいのかということも、この表とか説明ではちょっとわかりにくい。例えば、今までと比較するということを考えた場合に、表記の方法を変えたときには、そのことについてなぜ変えたかというコメント等が今後には必要ではないかと思われました。ぜひとも次回の十次以降は、こうした点を検討課題としてご認識いただきたいと思います。

次に二点目として、卸売市場の機能強化についてお伺いいたします。「流通圏の設定」から考えれば、今後は付加価値施設の整備が必要だと多く述べられておりますし、私もそのように受け止めております。付加価値施設の代表的なものとして、コールドチェーン、加工・パッケージ施設、荷捌き機能の強化を挙げられておりますが、今までは付加価値施設は市場の本来機能ではないとされてきていますが、やはり今の時代、これからの状況を考えれば、ぜひとも必要だという方向性になってきてきていると思います。

大田市場で活用されていると思いますが、平成十四年に市場用地貸付制度というのが導入をされております。しかし、この費用は市場業者の方が負担をするというのが原則と伺っております。そういう意味で、コールドチェーン施設等を整備するということがどの程度できているのか、今後どういうふうに進めればいいのかということを読ませていただきました。本文中に、低温化の実績―コールドチェーンと受け止めていいでしょうか―は平均三三％とありますが、その目標値のようなもの、加工・パッケージ施設とか、荷捌き施設が、それぞれどのくらいの数値目標で今回計画が行われているかというようなことがわかると理解しやすいのかなと思われました。

もう一点は、豊洲新市場整備についても、前回の方針から、さらに今回は計画ということで、具体的な整備の部分が加筆をされております。二十九ページの一番下から五行目、「このため」というところから、「施設を閉鎖型とするほか、十分な駐車場や荷捌きスペース、転配センター、加工・パッケージ施設等の整備を図る」ということが加筆されているわけですが、もう一方で、今申し上げました付加価値施設と



市場の使用料の負担の関係というのが大きくあるのではないかと考えております。こうした付加価値施設と今検討されております使用料との関係については、今回の計画の中でどのように扱われているのか、少しご説明いただけるとありがたいです。

○江藤幹事　今お話しいただきました低温化施設等の数値目標に関してでございますけれども、低温化施設の整備等におけるコールドチェーン化は、高度な品質管理を通じて、消費者の食の安全・安心のニーズに对应していくために必要であると認識してございます。

整備に当たりましては、初期投資費用やランニングコストがかかること、また、市場ごと、売場ごとに日照、通風等の環境、取扱品目、商品滞留時間等の状況が異なるなど、低温化に向けての条件が一定ではないこと、さらには、卸売場は本来集荷した商品を速やかに分荷して搬出する通過点（フローポイント）であり、商品を保管するストックポイントではないことなどを勘案する必要がございます。こうした条件を踏まえますと、低温化率という数値目標を設定し、整備を進めることにはなじまないのではないかと。各市場の売場の使用方法を含めた温度管理のあり方につきまして、各市場関係者と十分協議しながら、その内容を決めていくことが重要であると考えております。

もう一点、加工・パッケージ施設等の整備と使用料との関係についてでございますが、これまで、施設の低温化や加工・パッケージ施設等の付加価値施設につきましては、市場関係業者による施設の造作や、市場用地貸付制度等の多様な手法により整備がされてきました。今回の計画におきましても、こうした既存の整備手法の活用を前提として、付加価値機能に係る整備について記載をさせていただきます。

これらの手法に加えて、卸売市場整備基本方針において示された機能強化の方向性に基づきまして、施設の低温化や加工・パッケージ施設など、新たな機能を付加する施設を、仮に都が整備した場合の使用料のあり方につきまして、昨年八月の第三回市場使用料あり方検討委員会において提案がなされました。具

体的には、受益と負担の明確化や負担の公平を図る観点から、現行使用料体系に新たな機能を付加することによってかかる経費を個別に加味した新たな使用料体系を検討するという考え方でございます。今後、提案内容については、委員会において議論・検討が深まるものと考えております。この市場使用料あり方検討委員会の検討の内容などに基きまして、私ども、施設整備のあり方についても検討を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○馬場委員　ありがとうございます。コールドチェーン等の設備について、各市場別の整備計画の中ではわからないのでホームページで調べておりましたら、低温化率(平成二十一年度末)の表が見つかりました。この表で見ますと、築地から葛西まで、整備率が八五%のところから、〇%というところが四カ所でしょうか。つまり、平均をしてしまうと、それぞれの市場がどういう状況なのかというのが見えてこないとは思わざるを得ません。

こうした整備計画が、これから二十七年度まで、ある意味重要な施策のもとになってくるということを考えますと、それぞれの市場の施設整備率が今までどういうふうになっているのか、今回この計画を加えてどういうふうな状況になるのか、でき得ればどの程度までしたいという目標も含めてつくっていただくと、もう少し第九次の役割、位置付けが見えてくるのではないかと思いました。先ほどの「流通圏の設定」と同じ意味ですが、整備計画のところも、できればわかりやすい資料のつくり方ということをごひともお願いしておきます。

最後に意見を申し上げさせていただきます。築地市場の豊洲移転につきましては、これまで築地市場の果たしてきた歴史的な役割を評価し、決議や、これに基づく都議会における現在地再整備の検討などをし、てまいりました。今回の計画の中でも、新しい施策のシンボルとなるような計画であろうと思いますが、

私どもが危惧しておりますのは、土壤汚染対策が万全かということと、移転後の築地の地、地元・中央区の要望がどういうふうに活かされていくのかということに心配もし、また、これに対して、土壤汚染であればぜひとも対策を万全にしてほしいということを求めてまいりました。

今回の計画の中で、これからの卸売市場の公共的役割というのがうたわれております。特に食の安全・安心という都民の強い願いに応えていくというのが卸売市場の使命であると。その意味からも、今後も続く原子力発電所の事故に伴う放射能汚染の不安から、都民にしっかりと説明責任、または食の安全を提供しなければなりません。こういうことから、この計画中にも風評被害対策への支援等を挙げておられます。こうした観点から、先ほど申し上げました豊洲の土壤汚染対策についても、万全の対策が必要だと考えております。

今回の計画は、行政の皆さんが市場として整備計画を定められたものであり、この審議会はその報告を委員として受ける立場だということは承知しておりますが、今年の第九次整備方針の決定に基づき、今回、この計画期間内に豊洲新市場が開設される予定であるということから、豊洲新市場の整備計画の見直しも含めて、この計画をしっかりと実効性のあるものにしていくという意味からも、ぜひとも検討を続けていただきたいと考えております。

以上で質問を終わります。

○福永会長　ありがとうございます。

それでは、ほかの委員。どうぞ三原委員。

○三原委員　それでは、一般論で、個別具体的なことは省略させていただいて、要望という形ですけれども、行政側のご意見もあると思いますから、お答えをいただければなお幸いです。

大きく三つでございますが、まず一つは、旧来、都内の十一市場を一つにまとめた形でしっかりと運営を

していいこうという考え方でやっていたら、これからはそれには変わりはないと思いますが、国の方で卸売市場整備基本方針というようなものを出したりしている言っていますから、したがって、十一市場をまとめて円滑に運営していくという基本的な考え方があまり揺らいでは困るなど思いま  
すのが第一点。

それを踏まえて、第二点は、今の市場行政の中で、あるいは東京都政の中でと言ってもいいと思います  
けど、築地から豊洲への移転が大きな大きな課題であり、事業であります。それは、私もそのとおりだと思  
いますし、円滑かつ実効性があるように豊洲に移転することが大切だと思っておりますから、それはそ  
れで着実に進めてもらいたいと思うんですけど、十一市場を一括して円滑に運営するという観点から見  
ると、ここ数年は、行政も、我々政治の世界もそうかもしれません、豊洲移転のことにかかなり精力が  
込まれて、他の残りの十の市場に対する気配り、目配りはどうだったのかなということを私は個人的に感  
じます。

市場の方から、「皆さん方は豊洲のほうに頭がいつちやっているから、我々のほうは後回しで気にしても  
らえないんだよ」というようなことをもし言われたら、それは大失敗だと思しますので、そういうことは  
ないと思いますけれども、やや似たようなことは耳にします。ですから、もう一度ここで十一市場をまと  
めて、豊洲が一番大事な目前の事業ですけど、残りの十市場も同じようにしっかり気配り、目配りをして  
運営していくんだということを行政側は発信してもらいたいと思えますが、その点はいかがかということ。  
これが二つ目です。

三つ目は、九次の整備計画の中にも市場の活性化ということを大分細かく書いていただいています。た  
だ、具体的に読んでみますと、市場関連業者の活性化のために指導するとか、助言をするとか、専門家を  
派遣するとかとうたっていたら、いただきますけれども、果たして今は、各市場関係業者さんは助言とか指導

とか専門家のご指導で活性化が取り戻せるような状況なのかどうかと、もう一度我々も含めて真剣に考えてみなくちゃいけないんじゃないかなという気がするんですね。それは現場、市場の中を歩いて見られればどなたもきつと感じられたり、関係者から耳にするのではないかという気がするんです。

そこで、私もきちっとした知識があるわけではありませんけど、もつと積極的に二歩も三歩も踏み込んだ市場関連業者の活性化のための支援策というものを打ち出していたことが重要ではないか。特に、冒頭申し上げたように、豊洲ができ上がって開業したときに残りの十市場がどういう状況であるべきか。もし予想もしないような状況になったらどうするのかということまで、踏み込んで考える必要もあるかなというふうにも思うぐらいですので、市場の活性化にもつと具体的に、積極的に「この文面を読んでも「積極的に」という言葉なんかありませんよ。ですから、第三者みたいな気持ちにならずに踏み込んでいただきたい。

ただ、市場会計は独立採算、公営企業会計だからというのが基本的にあると思います。したがって、市場使用料を中心に考えて赤字にならないようにと、累積赤字を消していくのもなかなか楽じゃないということも書いてあるようですけれども、私は、中央卸売市場という行政は貸しビル業になってはだめだと思うんですね。ビルの中にテナントが入っていたら、賃料を払っていたら。そして、どうもテナントさんの業績が良くないとご退去願って、また新しい人が入る。四、五年も経つとあつという間に全部入れ替わっているというような雰囲気の商品ビルなんかもあるわけです。

しかし、それは、一千三百万都民の食を考える行政としては、私は間違いだと思えますし、第一、今の市場関係業者さんが「市場使用料も払えないし、成り行かないので退去します」と言われたら、「はい、次にかわりの方どうぞ」という職種ではないですからね。それこそ、十年、二十年、三十年といったような経験を積んだ方たちが力を発揮していただける場所だと思えます。したがって、そんなお気持ちは全くな

いだろうとは思いますが、テナント業のような感じでいったらいけないので、そこをどうするのがいいのか。ここはまさに審議会などで研究しなければいけないと思います。

市場使用料も含めて、中央卸売市場の行政というものは公営企業会計が基本にありますけど、少しその枠を緩めるのか、広げるのかわかりませんが、何か考えていただいて、やはり活性化の一助にしていたくないといけないと思いますので、個別具体的に市場内のどこがどう、ここがこう、この会社がああというの私はありますけど、あえてこれは言いませんが、しっかりと活性化に向けて積極的な対応をしていただきたいと思います。

三点、それぞれ同じようなことですが、局側のご意見があれば聞かせていただきたいと思えます。

○江藤幹事　今、三原委員からお話をいただきましたとおり、私どもは、十一の市場がネットワークを組んで、その全十一市場の総合力を強化していくという基本的理念に基づいて、九次の整備計画を作成させていただいております。

今お話がありました活性化の問題につきましても、実は現在、この十一市場の中には二つの市場が、先ほどご説明申し上げましたとおり、国の再編基準に該当しております。その中で、足立市場におきましては、開設者である私ども東京都と市場業界が一体となって、市場全体の経営戦略的視点から、市場の位置付け、役割、機能強化の方法等を明確にする経営展望の策定に向けて、具体的な検討に入ったところでございます。今、三原委員からお話いただきました市場の活性化につきましても、開設者という立場と市場業界の皆様とが一体となって取り組んでまいりたいということで、この計画の中にありましたように足立市場を先駆けとして今年始めましたけれども、二十四年度以降、順次十一の市場で取り組んでまいりたいと考えております。

○横山幹事　事業部長でございます。

今、三原委員からのご指摘のように、やはり十一市場が相互に関連しております。水産については確かに築地のシェアは大きいんですけども、青果その他はほかの市場のほうが中心でございます。そういう意味で、築地だけに注目するということではなくて、全体として底上げをするような形で業務としても考えております。確かにこの数年、築地関係ではかなり大きな動きがあつて、そこら辺が注目されたわけでございますが、例えば、施設については大田の青果関係、淀橋、もう済みましたけども世田谷の低温化も含めて、かなり着実に施設整備、業務環境の改善等を行つてきております。

また、活性化といつても、金額の問題だけではないんですけども、経営活性化策としていろんなアイデアを各市場の仲卸さんを中心に出していただく。実際、これは築地以外の市場のほうはかなり活発にいろんなアイデアが出てきて、それについて我々のほうで補助金として一件五十万円という額を十件近く出しております。そういう中でかなり活発にやつていくということ、ある意味では目立たないという点はございますけれども、決して各市場の皆さんが築地だけを眺めて自らのことを怠つていくわけでもないですし、我々もそれに対して協力していくという状況は変わりません。

ただ、委員がおっしゃるようなこともありますので、我々も今後、築地もちろん問題なんですけど、他の市場も含めた活性化策をお金だけではない面も含めて指導してまいりたいと思ひます。

○福永会長　ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。いかがでございますでしょうか。ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○福永会長　よろしゅうございますか。

それでは、各委員からご質問、ご意見、ご要望等がございました。これらにつきまして、最後に事務局から特に何か付け加えるということがございますか。

○江藤幹事 結構でございます。

○福永会長 わかりました。

それでは、これもちまして質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして本日の議事を終了させていただきたいと思いますが、閉会の前に、中西中央卸売市場長より一言ごあいさつがございます。

○中西幹事 本日は、第九次東京都卸売市場整備計画につきまして、委員の皆様から大変貴重なご意見を賜りました。厚く御礼申し上げます。

生鮮食料品の流通を取り巻く環境が大きく変化している中で、卸売市場が今後も中心的な役割を担い、公共的な使命を果たしていくために、市場の整備・運営をいかに着実かつ具体的に進め、都民の皆様方の期待に応えていくかが大きな課題であると受け止めているところでございます。

私どもといたしましては、本日いただきましたご意見等を踏まえまして、計画の推進に向け全力で取り組んでまいります。委員の皆様方には今後ともご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。  
本日はありがとうございます。

○福永会長 どうもありがとうございます。

## 五、閉 会

○福永会長 委員の皆様におかれましても、大変お忙しい中、長時間にわたりました熱心にご意見を賜りまして、大変ありがとうございました。



当審議会では、東京都より整備基本方針の諮問を受けまして、昨年の五月に答申を取りまとめたわけでございます。その際におきましても委員の皆様方には大変ご協力を賜りました。この場をお借りいたしましてお礼を申し上げます。

本日、その趣旨を踏まえまして、第九次東京都卸売市場整備計画が策定されたことにつきまして報告を受けました。今後、東京都におかれましては、本計画を着実に実施されることを期待いたしております。

それでは、これをもちまして第六十八回東京都卸売市場審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後二時五十六分 閉会